

# しずおか農水産物認証制度について

静岡県産業部マーケティング室

## 1 背景

### (1) 食の安全・安心に対する消費者等の意識、認識

- ・ 県政インターネットモニターアンケートでは 95%が食の安全性に不安を感じている。輸入農産物、農薬・抗生物質、食品添加物等が主な不安要因。
- ・ 生産者の食品の安全管理に関する様々な取組みや情報、食の安全に関する正確な知識等が十分に消費者等に提供されていないことが不安の誘因。

### (2) 食の安全についての生産者の取組

- ・ 生産履歴の記帳ほとんどの生産者が行っている。また、JA、茶工場を中心にトレーサビリティの構築に向けた取組みが始まっている。
- ・ 食品衛生法、農薬取締法等の改正にともない、ポジティブリスト制度、管理運営基準への対応など、生産段階で求められる安全管理への取組が増大しており、ベースラインの設定が必要とされている。

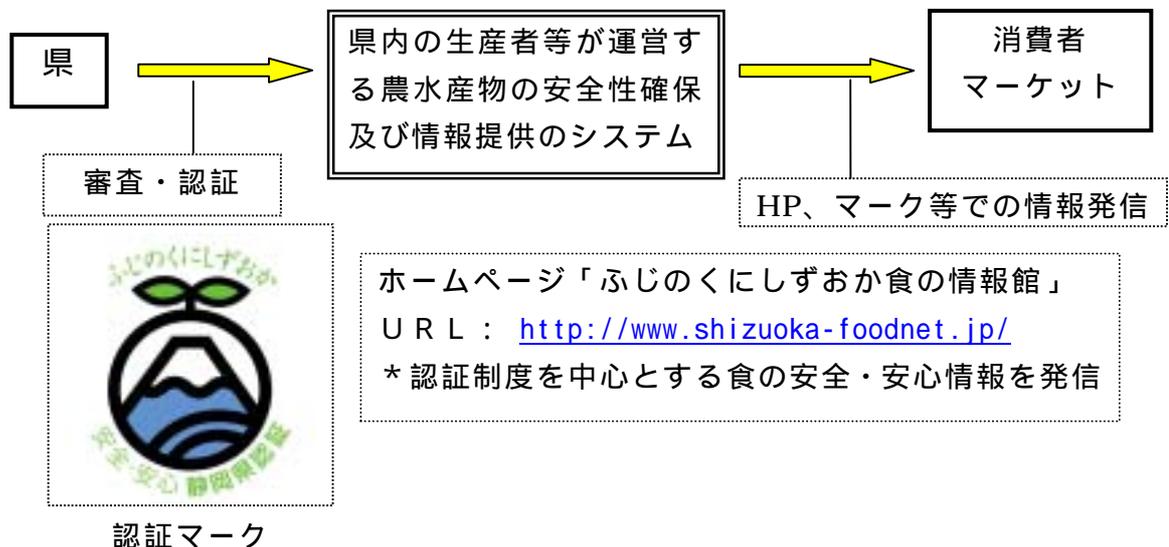
### (3) 食の安全・安心についての国内外の動向

- ・ 欧州を中心としたユーレップギャップの普及、食品企業の ISO22000 取得など生産工程全体の安全管理のシステム化が求められる時代になっている。
- ・ 各都道府県レベルで、GAP やトレーサビリティの視点に立った食の安全・安心に関する第三者認証制度等の創設が進んでいる。

## 2 趣旨

県産農水産物に対する県民の安心と信頼を確保することを目的に、生産段階における農水産物の安全性確保及び情報提供のシステムを認証する「しずおか農水産物認証制度」を制定する。

認証に基づく信頼性の高い情報を消費者やマーケットに提供することで、食の安全に対する不安の軽減、県産農水産物の信頼性の確保を図るとともに、県内生産者、産地等の安全管理レベルの向上に資する。



### 3 認証制度の概要

#### (1) 認証基準

生産段階の安全性確保のためのマネジメントシステム

消費者、マーケット等への情報提供とコミュニケーション

項目		取組み内容
生産管理	農産物 (農産物一般・茶)	適正な生産環境の確保、適正な防除、生産履歴の記録・保管、生産履歴の点検及び残留農薬分析、 (農産物一般) 収穫・調製作業の衛生管理、集出荷施設の衛生管理 (茶)茶園及び摘採作業の衛生管理、荒茶工場の衛生管理、荒茶の製造記録・混入防止
	畜産物(乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、肉用鶏)	導入管理、飼養管理、施設管理、出荷管理、作業管理、生産環境
	水産物 (うなぎ)	養殖環境の管理、種苗導入管理、飼養管理、生産履歴の記録・点検・保管、医薬品残留検査の実施、集荷・活鰻出荷の適正管理
	内部検査	内部検査の実施及び問題点の改善
	内部研修	生産者に対するルール等の周知
	情報提供	専用 HP 登録、生産情報開示請求への対応
	コミュニケーション	問合せ、クレーム処理体制

#### (2) 認証の申請者

県内で農水産物を生産する個人、法人又は組織

#### (3) 認証審査

- ・ 認証申請者は、農林事務所・水産技術研究所を經由してマーケティング室へ申請書を提出。
- ・ 県は書類審査、現地審査及び認証審査会の検討結果をもとに合否を判定する。

#### (4) 認証有効年数、監査

- ・ 認証有効年数は3年間。申請により更新が可能。
- ・ 認証取得者のシステムが適正に運営されているか確認するために、原則として年1回定期監査を実施。

#### (5) 認証取得者の遵守事項

- ・ 認証取得者は関係法令を遵守するとともに、システムの適正な運用に努める。
- ・ 認証取得者は、認証取得者の遵守事項等に関する誓約書を県に提出する。

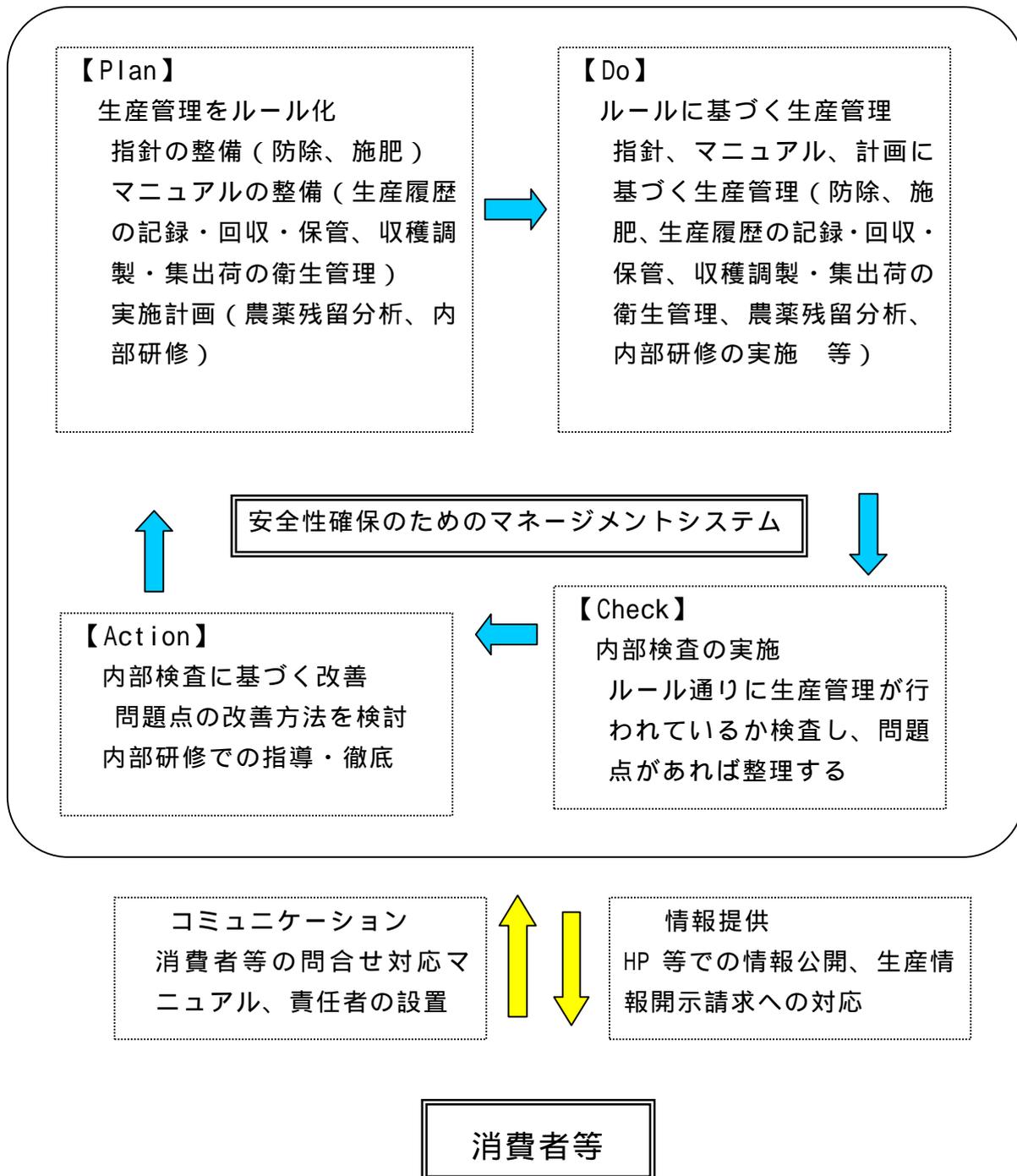
#### (6) 認証マーク

- ・ 県は認証取得者に認証マークの使用を認める。
- ・ 認証マークは県がデザイン・規格等を定め認証取得者の自己責任で管理する。

(7) 認証の取り消し

- ・ 認証取得者について、不適正な事実、遵守事項に違反する事実が確認された場合は認証を取り消されることがある。

【参考】認証制度の対象とする生産組織のイメージ図（農産物の場合）



# 認証審査等のフロー

認証取得の指導

- ・ 農畜産物は農林事務所農業振興部各課が担当
- ・ 水産物は水産技術研究所(分場を含む)が担当

(申請)

申請書類を農林事務所または水産技術研究所が受付

認証申請受付

## 【現地審査】県庁食の安全・安心担当

- ・ 防除指針、施肥指針を定めているか。
- ・ 生産履歴の記録、回収、保管のマニュアルを定めているか。
- ・ 防除履歴の点検を行っているか。
- ・ 計画的に農薬残留分析を実施しているか。
- ・ 集出荷施設の衛生管理のマニュアルを定めているか。
- ・ 集出荷施設の衛生管理、異物混入に取り組んでいるか。
- ・ 内部検査を実施しているか。
- ・ 生産情報の開示請求に対応できるか。
- ・ 問合せ・クレーム対応マニュアルを定めているか。

- ・ 生産履歴を記録しているか。
- ・ 農薬を適正に保管しているか。
- ・ ほ場及び収穫作業の衛生管理や異物混入対策を行っているか。
- ・ 調製・箱詰め作業の衛生管理や異物混入対策を行っているか。

農産物の認証基準の例

【書類審査】

【現地審査】

組織管理部門審査  
(生産部会)

サンプリング審査  
(生産者(部会員))

【総合審査】

認証審査会

合否判

認証取得

\* 認証の可否を判断

- ・ 消費者代表
- ・ 県庁内関係室長

認証有効期間  
3年間

【定期監査】農林事務所生産振興担当、水産技術研究所担当  
【特別監査】県庁食の安全・安心担当

システムが適正に運用されているか確認  
必要があると認められるときは改善措置の指示

更新審査  
(3年後)